

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六 オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年3月10日付け16消安第9372号消費・安全局長通達） 3（
2）ウ